

4月から 国民健康保険が 変わります

● 退職者医療制度の対象年齢 が65歳未満に

国民健康保険（国保）は、安心して医療を受けられるための大切な医療保険制度です。これからも安心して医療が受けられるよう平成20年4月から国民健康保険制度が見直されます。ご理解ご協力をお願いします。

平成20年3月まで
3歳未満2割

平成20年4月から
義務教育就学前2割
(6歳に達する日以降の
最初の3月31日まで)

自己負担割合は2割へ
乳幼児についてこれまで
は、医療費を2割負担に軽減
する対象年齢が「3歳未満」
でしたが、平成20年4月から
は、「義務教育就学（小学校
入学）前」に拡大されます。
**70～74歳の方の窓口負担
は、1割のまま据え置き**

(注)すでに3割負担に該当し
ている方および後期高齢者医療

平成20年3月まで
退職者医療制度の対象年齢
75歳未満

平成20年4月から
退職者医療制度の対象年齢
65歳未満

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受ける75歳未満の方とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けます。が、平成20年4月からはその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般的の国保の加入者となります。

制度の対象となる一定の障害認定を受けている方を除きます。
国民健康保険加入者には、3月末に新たな高齢受給者証を交付させていただきます。

国保加入者は75歳未満に
国民健康保険の加入者は、75歳未満の方になります。

**75歳（一定の障害のある方
は65歳）になると、平成20年
4月から新たに創設される「後期高齢者医療保険制度」に加入することになり、国民健康保険からは脱退します。**

国民健康保険税の 特別徴収が始まります

国民健康保険法の改正に伴い、平成20年4月より国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まります。

◆ 対象者

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で、次の①②の両方を満たす方

①年額18万円以上の年金（担保に供していないものに限ります。）
②国保税と介護保険料との合

算額が年金額の1／2を超えていない方

● 特別徴収・普通徴収の判定事例

事例	世帯主	妻	子	徴収区分
1	72歳（国保）	68歳（国保）		特別徴収
2	72歳（国保）	63歳（国保）		普通徴収
3	78歳（後期高齢）	68歳（国保）		普通徴収
4	72歳（社保、擬制世帯主）	68歳（国保）		普通徴収
5	72歳（国保）	68歳（国保）	40歳（国保）	普通徴収
6	72歳（国保）	68歳（国保）	40歳（社保）	特別徴収

※ 特別徴収…年金からの天引き、普通徴収…納付書または口座振替

● 徴収月と徴収額
→ 前年度の国民健康保険税（年間相当額）の1／6相当の額が隔月ごとに徴収されます。

本徴収月（10月・12月・2月）
→ 当該年度の確定した国民健康保険税年間総額から、仮徴収額を控除した額の1／3の額が隔月ごとに徴収されます。

※ 国保税の確定が7月であることから、本来の税額が特別徴収されるのは、10月（本徴収）からとなります。このため、仮徴収額は、前年度の国保税額から算定した暫定の額となります。

事例	世帯主	妻	子	徴収区分
1	72歳（国保）	68歳（国保）		特別徴収
2	72歳（国保）	63歳（国保）		普通徴収
3	78歳（後期高齢）	68歳（国保）		普通徴収
4	72歳（社保、擬制世帯主）	68歳（国保）		普通徴収
5	72歳（国保）	68歳（国保）	40歳（国保）	普通徴収
6	72歳（国保）	68歳（国保）	40歳（社保）	特別徴収

※ 特別徴収…年金からの天引き、普通徴収…納付書または口座振替

◆ 特別徴収の開始時期

・ 平成19年10月1日時点で対象になる方

↓ 平成20年4月から
4月1日までに対象となる方

※ 4月から特別徴収の対象になる方には、4月初めに特別徴収開始通知を送付します。

問合せ
保健課（内線372）
☎ 029-288-3111